

国立大学法人兵庫教育大学

# 学 報



第271号

平成17年 2月

題字 梶田叡一学長



附属小学校研究発表会

## 目 次

学内規則等 .....	2	人 事 .....	10
・国立大学法人兵庫教育大学学長特別顧問規則の制定		・人事異動	
・国立大学法人兵庫教育大学客員教授及び客員助教授選考規程の制定		諸 報 .....	11
・客員教授及び客員助教授の取扱いについての制定		・役員会	
・国立大学法人兵庫教育大学学長特別補佐規則の制定		・経営協議会	
・国立大学法人兵庫教育大学大学広報室要項の制定		・教育研究評議会	
・兵庫教育大学学校教育学部履修規程の一部改正		・教授会	
・国立大学法人兵庫教育大学学則の一部改正		・大学院学校教育研究科委員会	
・兵庫教育大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正		・大学院連合学校教育学研究科代議委員会	
・兵庫教育大学講師派遣事業実施要領の一部改正		・大学院連合学校教育研究科委員会	
・国立大学法人兵庫教育大学規則集のホームページ掲載		・平成16年度「先導的留学生交流プログラム（受入れ）」による修了証書授与式	
学 事 .....	10	・平成17年度大学入試センター試験	
・奨学寄附金		・附属中学校立志式	
		・附属幼稚園研究発表会	
		・附属小学校研究発表会	
		・外国人留学生が餅つき大会に参加	
		主要日誌 .....	14

## - 学 内 規 則 等 -

### 【新規制定】

国立大学法人兵庫教育大学学長特別顧問規則の制定  
制定理由

本学に、学長に対して全学的な諸課題についての企画・立案及び大学運営全般に係る助言等を行うとともに、学長から特に指示された事項の処理に当たる学長特別顧問を設置することに伴い、必要な事項を規定し整備するものである。

国立大学法人兵庫教育大学学長特別顧問規則  
(平成16年規則第24号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人兵庫教育大学(以下「本学」という。)の円滑な大学運営に資するため、学長に対して大学運営全般について助言等を行う補佐体制について必要な事項を定める。

(学長特別顧問)

第2条 本学に学長特別顧問若干人を置く。

(職務)

第3条 学長特別顧問は、学長に対して全学的な諸課題についての企画・立案及び大学運営全般に係る助言等を行うとともに、学長から特に指示された事項の処理に当たるものとする。

(資格)

第4条 学長特別顧問となることのできる者は、本学の教員のうち、本学の学長若しくは副学長経験者又は大学運営に相当の経験を有する者とする。

(選考)

第5条 学長特別顧問の選考は、学長が行う。

(任期)

第6条 学長特別顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、当該学長特別顧問を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときはその職を免ずるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、学長特別顧問について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年12月15日から施行する。

国立大学法人兵庫教育大学客員教授及び客員助教  
授選考規程の制定

制定理由

本学における客員教授及び客員助教の選考に関し、必要な事項を規定し整備するものである。

国立大学法人兵庫教育大学客員教授及び客員助教  
授選考規程

(平成16年規程第88号)

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫教育大学(以下「本学」という。)における客員教授又は客員助教を称せしめることのできる者(以下「客員教授等」という。)の選考に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 客員教授等は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本学において引き続き3年以上専攻分野について教授又は研究に従事し、かつ、本学の教授又は助教と同等以上の資格を有する者とする。

(1) 国立大学法人兵庫教育大学定員規程第3条第3項に規定する客員教員の定員に基づき採用された者

(2) 前号に定めるもののほか学長が特に必要と認められた者

(選考)

第3条 客員教授等の選考は、教授又は助教の選考に準じて教授会の推薦に基づき、教育研究評議会が行う。

(本人への了知)

第4条 客員教授等については、文書(外国人にあっては、勤務の契約書)にその旨を明記して本人に了知させるものとする。

附 則

この規程は、平成16年12月15日から施行する。

客員教授及び客員助教の取扱いについての制定  
制定理由

国立大学法人兵庫教育大学客員教授及び客員助教授選考規程の制定に伴い、必要な事項を規定し整備するものである。

客員教授及び客員助教の取扱いについて

(平成16年12月15日 学長裁定)

この取扱いは、国立大学法人兵庫教育大学客員教授及び客員助教授選考規程(以下「選考規程」という。)第2条第2号に規定する「前号に定めるもののほか学長が特に必要と認められた者」について必要な事項を定める。

1 選考規程第2条第2号に規定する「前号に定めるもののほか学長が特に必要と認められた者」とは、大学院学校教育研究科学学校教育専攻スクールリーダーコースの授業科目(課題研究を含む。), 研究

指導及び研究指導の補助を担当するために、非常勤講師として採用された者（担当する授業科目等について、同研究科担当の認定を受けた者に限る。）とする。

- 2 前項に掲げる者には、国立大学法人兵庫教育大学非常勤職員給与規程に定めるところにより、給与を支給するものとする。
- 3 第1項に掲げる者には、国立大学法人兵庫教育大学旅費規程に定めるところにより、出講に要する旅費を支給するものとする。
- 4 この取扱いに定めのない事項又は取扱いに関し疑義が生じた場合については、その都度、学長が定める。

#### 附 則

この取扱いは、平成16年12月15日から施行する。

#### 国立大学法人兵庫教育大学学長特別補佐規則の制定理由

本学に、円滑な大学運営に資するため、教育研究及び管理運営に関し、学長から特に指示された事項の処理等に当たる学長特別補佐を設置することに伴い、必要な事項を規定し整備するものである。

#### 国立大学法人兵庫教育大学学長特別補佐規則

（平成17年規則第1号）

#### （趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）の円滑な大学運営に資するため、学長が指示する特定事項の処理を行う学長特別補佐体制について必要な事項を定める。

#### （学長補佐）

第2条 本学に学長特別補佐若干人を置く。

#### （職務）

第3条 学長特別補佐は、本学の教育研究及び管理運営に関し、学長から特に指示された事項の処理等に当たるものとする。

#### （資格）

第4条 学長特別補佐となることのできる者は、本学の教員とする。

#### （選考）

第5条 学長特別補佐の選考は、学長が行う。

#### （任期）

第6条 学長特別補佐の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該学長特別補佐を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときはその職を免ずるものとする。

#### （雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、学長特別補佐について必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

#### 国立大学法人兵庫教育大学大学広報室要項の制定理由

本学に、国立大学法人兵庫教育大学広報室を設置することに伴い、必要な事項を規定し整備するものである。

#### 国立大学法人兵庫教育大学大学広報室要項

（平成17年1月12日 学長裁定）

#### （設置）

第1 国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）における教育、研究、社会貢献、管理運営等について全学的な立場で広報活動のための情報を収集・分析し、戦略的な広報活動を行うため、学長の下に大学広報室を置く。

#### （業務）

第2 大学広報室は、本学の広報活動に係る次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 広報活動のための情報収集・分析
- (2) 報道機関への情報提供
- (3) 本学広報誌の編集発行
- (4) 本学ホームページの作成及び管理

#### （部門）

第3 大学広報室に次の3部門を置く。

- 広報・広聴担当部門
- 広報誌等担当部門
- ホームページ担当部門

#### （組織）

第4 大学広報室は次の職員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 部門責任者
- (3) 室員
- (4) 調査連絡員

#### （室長）

第5 室長は、学長が指名する広報担当の学長特別補佐をもって充てる。

- 2 室長は、大学広報室の業務を統括する。

#### （部門責任者）

第6 第3に規定する各部門ごとに、当該部門における業務を円滑に処理するため部門責任者を置く。

- 2 部門責任者は、学長が理事（社会連携・広報）及び室長の意見を聞いて指名するものとする。

- 3 部門責任者の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

#### （室員）

第7 室員は、次の者をもって充てる。

- (1) 各部の推薦に基づき大学教員の中から学長が指名する者 各部各1人
- (2) 附属学校園の推薦に基づき附属学校教員の中から学長が指名する者 1人
- (3) 事務職員の中から学長が指名する者 若干人
- (4) その他学長が指名する者 若干人

- 2 室員は、第3に規定する部門のいずれかに所属するものとする。

- 3 室員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- (調査連絡員)
- 第8 附属図書館, 連合学校教育学研究科, 各部, 各センター, 各附属学校園及び事務局(以下「部局等」という。)にそれぞれ調査連絡員各1人(事務局にあっては2人)を置く。
- 2 調査連絡員は, 所属部局等において適宜, 教育, 研究活動等に係る情報の収集を行い大学広報室に情報等を提供するとともに, 大学広報室からの情報等を所属部局等に提供する。
- (運営)
- 第9 室長は, 大学広報室の運営に当たり, 理事(社会連携・広報)と連絡を密にするものとする。

- 2 室長は, 大学広報室の業務運営についての協議及び連絡調整を行うため, 必要に応じて運営会議を招集する。
- 3 運営会議は, 室長及び部門責任者で構成する。
- (事務)
- 第10 大学広報室に関する事務は, 総務部庶務課が処理する。
- (雑則)
- 第11 この要項に定めるもののほか, 大学広報室の運営等について必要な事項は, 室長が別に定める。
- 附 則
- この要項は, 平成17年2月1日から施行する。

【一部改正】

兵庫教育大学学校教育学部履修規程の一部改正

改正理由

平成17年度から, 教育臨床系コースを学校心理系コースに名称変更することに伴い, 所要の改正を行うものである。

(平成16年12月15日)

兵庫教育大学学校教育学部履修規程新旧対照表

新	旧																																																
<p>兵庫教育大学学校教育学部履修規程(案) <span style="float: right;">(昭和57年4月1日規程第2号)</span></p> <p>(趣旨) 第1条 } (略) 第6条 }</p> <p>(教員の免許状) 第7条 学校教育学部の学生が, 卒業に必要な単位数を修得することによって取得することができる教員の免許状取得の所要資格は, 次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">学生が所属する区分</th> <th>取得することができる教員の免許状取得の所要資格</th> </tr> <tr> <th>専 修</th> <th>専修のコース</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学校教育専修</td> <td>学校教育系コース</td> <td>小学校教諭1種免許状及び幼稚園教諭1種免許状</td> </tr> <tr> <td>幼年教育系コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校心理系コース</td> <td>小学校教諭1種免許状</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専修</td> <td></td> <td>小学校教諭1種免許状</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 卒業に必要な単位数のほか教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従い, 所定の単位数を修得することによって取得することができる教員の免許状取得の所要資格は, 別表第6のとおりとする。</p> <p>(保育士資格) 第7条の2 } (略) 第12条 }</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は, 平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成17年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については, なお従前の例による。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>専 修</th> <th>専 修 の コー ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学 校 教 育 専 修</td> <td>学校教育系コース</td> </tr> <tr> <td>幼年教育系コース</td> </tr> <tr> <td>学校心理系コース</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専修</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条関係) (略)</p> <p>別表第3(第4条関係) (略)</p>	学生が所属する区分		取得することができる教員の免許状取得の所要資格	専 修	専修のコース		学校教育専修	学校教育系コース	小学校教諭1種免許状及び幼稚園教諭1種免許状	幼年教育系コース		学校心理系コース	小学校教諭1種免許状	教科・領域教育専修		小学校教諭1種免許状	専 修	専 修 の コー ス	学 校 教 育 専 修	学校教育系コース	幼年教育系コース	学校心理系コース	教科・領域教育専修	(略)	<p>兵庫教育大学学校教育学部履修規程 <span style="float: right;">(昭和57年4月1日規程第2号)</span></p> <p>(趣旨) 第1条 } (略) 第6条 }</p> <p>(教員の免許状) 第7条 学校教育学部の学生が, 卒業に必要な単位数を修得することによって取得することができる教員の免許状取得の所要資格は, 次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">学生が所属する区分</th> <th>取得することができる教員の免許状取得の所要資格</th> </tr> <tr> <th>専 修</th> <th>専修のコース</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学校教育専修</td> <td>学校教育系コース</td> <td>小学校教諭1種免許状及び幼稚園教諭1種免許状</td> </tr> <tr> <td>幼年教育系コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育臨床系コース</td> <td>小学校教諭1種免許状</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専修</td> <td></td> <td>小学校教諭1種免許状</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 卒業に必要な単位数のほか教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従い, 所定の単位数を修得することによって取得することができる教員の免許状取得の所要資格は, 別表第6のとおりとする。</p> <p>(保育士資格) 第7条の2 } (略) 第12条 }</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>専 修</th> <th>専 修 の コー ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学 校 教 育 専 修</td> <td>学校教育系コース</td> </tr> <tr> <td>幼年教育系コース</td> </tr> <tr> <td>教育臨床系コース</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専修</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条関係) (略)</p> <p>別表第3(第4条関係) (略)</p>	学生が所属する区分		取得することができる教員の免許状取得の所要資格	専 修	専修のコース		学校教育専修	学校教育系コース	小学校教諭1種免許状及び幼稚園教諭1種免許状	幼年教育系コース		教育臨床系コース	小学校教諭1種免許状	教科・領域教育専修		小学校教諭1種免許状	専 修	専 修 の コー ス	学 校 教 育 専 修	学校教育系コース	幼年教育系コース	教育臨床系コース	教科・領域教育専修	(略)
学生が所属する区分		取得することができる教員の免許状取得の所要資格																																															
専 修	専修のコース																																																
学校教育専修	学校教育系コース	小学校教諭1種免許状及び幼稚園教諭1種免許状																																															
	幼年教育系コース																																																
	学校心理系コース	小学校教諭1種免許状																																															
教科・領域教育専修		小学校教諭1種免許状																																															
専 修	専 修 の コー ス																																																
学 校 教 育 専 修	学校教育系コース																																																
	幼年教育系コース																																																
	学校心理系コース																																																
教科・領域教育専修	(略)																																																
学生が所属する区分		取得することができる教員の免許状取得の所要資格																																															
専 修	専修のコース																																																
学校教育専修	学校教育系コース	小学校教諭1種免許状及び幼稚園教諭1種免許状																																															
	幼年教育系コース																																																
	教育臨床系コース	小学校教諭1種免許状																																															
教科・領域教育専修		小学校教諭1種免許状																																															
専 修	専 修 の コー ス																																																
学 校 教 育 専 修	学校教育系コース																																																
	幼年教育系コース																																																
	教育臨床系コース																																																
教科・領域教育専修	(略)																																																

新						旧					
別表第4 (第5条関係) (略)						別表第4 (第5条関係) (略)					
別表第5 (第6条関係)						別表第5 (第6条関係)					
専修	専修のコース	教養基礎科目	教職共通科目	専修専門科目	計	専修	専修のコース	教養基礎科目	教職共通科目	専修専門科目	計
学校教育専修	学校教育系コース	38単位以上	60単位以上	30単位以上	128単位以上	学校教育専修	学校教育系コース	38単位以上	60単位以上	30単位以上	128単位以上
	幼年教育系コース										
	学校心理系コース	38単位以上	60単位以上	38単位以上	128単位以上						
教科・領域教育専修		38単位以上	60単位以上	38単位以上	128単位以上	教科・領域教育専修		38単位以上	60単位以上	38単位以上	128単位以上
別表第6 (第7条関係)						別表第6 (第7条関係)					
専修	専修のコース	第7条第2項の規定による教員の免許状取得の所要資格				専修	専修のコース	第7条第2項の規定による教員の免許状取得の所要資格			
学校教育専修	学校教育系コース	(略)				学校教育専修	学校教育系コース	(略)			
	幼年教育系コース										
	学校心理系コース	中学校教諭一種免許状(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育又は家庭のうちの一つの教科) 高等学校教諭一種免許状(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育又は家庭のうちの一つの教科) 幼稚園教諭一種免許状					中学校教諭一種免許状(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育又は家庭のうちの一つの教科) 高等学校教諭一種免許状(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育又は家庭のうちの一つの教科) 幼稚園教諭一種免許状				
教科・領域教育専修	言語系コース	(略)				教科・領域教育専修	言語系コース	(略)			
	社会系コース	(略)					社会系コース	(略)			
	自然系コース	(略)					自然系コース	(略)			
	芸術系コース	(略)					芸術系コース	(略)			
	総合学習系コース	(略)					総合学習系コース	(略)			
別表第7 (第8条の2関係) (略)						別表第7 (第8条の2関係) (略)					

国立大学法人兵庫教育大学学則の一部改正

改正理由

国立大学法人化に伴い、従来、国立大学間で適用されていた受験機会の複数化による入学料の二重徴収を避けるための入学料免除制度が、国立学校設置法の廃止・改正に伴い効力が失われたため、所要の改正を行うものである。

(平成16年12月22日)

国立大学法人兵庫教育大学学則新旧対照表

新	旧
国立大学法人兵庫教育大学学則(案)	国立大学法人兵庫教育大学学則
(平成16年4月1日 学則第1号)	(平成16年4月1日 学則第1号)
目次 1 第85条 } (略)	目次 1 第85条 } (略)
(入学料免除, 徴収猶予) 第86条 入学料の納付が困難な者については, 申請により入学料の全部若しくは一部を免除し, 又は徴収を猶予することができる。	(入学料免除, 徴収猶予) 第86条 入学料の納付が困難な者については, 申請により入学料の全部若しくは一部を免除し, 又は徴収を猶予することができる。 2 本学学校教育学部と他の国立大学学部(筑波大学にあっては学群)に合格した者で所定の手続を行うものについては, 申請により入学料の全部又は一部を免除することができる。 3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料は, 免除又は徴収猶予を許可し, 又は不許可とするまでの間は, その徴収を猶予する。 4 入学料の免除及び徴収の猶予の取扱いについては必要な事項は, 別に定める。
(休学の場合の授業料) 第87条 1 第100条 } (略)	(休学の場合の授業料) 第87条 1 第100条 } (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 この学則は, 平成16年12月22日から施行する。	

兵庫教育大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正

改正理由

国立大学法人化に伴い、従来、国立大学間で適用されていた受験機会の複数化による入学料の二重徴収を避けるための入学料免除制度が、国立学校設置法の廃止・改正に伴い効力が失われたため、所要の改正を行うものである。

(平成16年12月22日)

兵庫教育大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程新旧対照表

新	旧																				
<p>兵庫教育大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程(案)</p> <p style="text-align: right;">(昭和55年3月31日) 規程第3号</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(免除対象者) 第2条 入学料の納付が困難な者として入学料の免除の対象となる者は、本学に入学する者(科目等履修生、特別聴講学生及び研究生として入学する者を除く。以下同じ。)で次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 本学大学院の研究科に入学する者で、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 (2) 入学前1年以内において、本学に入学する者の学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学費負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者 (3) 前号の規定に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者</p> <p>(免除実施可能額及び選考基準) 第3条 } (略) 第4条 }</p> <p>(申請) 第5条 第2条に規定する入学料の免除を受けようとする者は、入学手続期間内に、次に規定する書類を学長に提出しなければならない。 (1) 入学料免除申請書 (2) 家庭状況調査書 (3) 被災により納付が困難である事情を認定するに足りる学生又は学費負担者の居住地の市区町村長の証明書 (4) 前3号に規定するもののほか本学において提出を求める書類</p> <p>2 前条第1項に規定する入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学手続期間内に、次に規定する書類を学長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。 (1) 入学料徴収猶予申請書 (2) その他本学において提出を求める書類</p> <p>3 入学料免除申請書、家庭状況調査書の様式は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>入学料免除申請書</td><td>別記第1号様式</td></tr> <tr><td>家庭状況調査書</td><td>別記第2号様式</td></tr> <tr><td>被災により納付が困難である事情を認定するに足りる学生又は学費負担者の居住地の市区町村長の証明書</td><td>別記第3号様式</td></tr> <tr><td>入学料徴収猶予申請書</td><td>別記第4号様式</td></tr> </table> <p>(免除の額) 第6条 第2条に規定する入学料の免除の額は、原則として全額又は半額とする。</p> <p>(申請者に係る徴収猶予) 第7条 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者については、免除若しくは徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間その徴収を猶予する。 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予を不許可とされ、又は半額免除を許可された者(第5条第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。</p>	入学料免除申請書	別記第1号様式	家庭状況調査書	別記第2号様式	被災により納付が困難である事情を認定するに足りる学生又は学費負担者の居住地の市区町村長の証明書	別記第3号様式	入学料徴収猶予申請書	別記第4号様式	<p>兵庫教育大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程</p> <p style="text-align: right;">(昭和55年3月31日) 規程第3号</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(免除対象者) 第2条 入学料の納付が困難な者として入学料の免除の対象となる者は、本学に入学する者(科目等履修生、特別聴講学生及び研究生として入学する者を除く。以下同じ。)で次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 本学大学院の研究科に入学する者で、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 (2) 入学前1年以内において、本学に入学する者の学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学費負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者 (3) 前号の規定に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者</p> <p>2 本学学部と他の国立大学学部に含まれた者で所定の手続を行うものとして入学料の免除の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 他の国立大学学部(筑波大学にあっては学群とし、以下「他大学学部」という。)に対する入学(編入学、転入学及び科目等履修生、研究生等としての入学を除く。以下同じ。)手続を行った後に、当該他大学学部の入学を辞退し、本学が定める入学手続の変更可能な期限までに本学学部に対する入学手続を行う者。ただし、当該他大学学部に対する入学手続の際に、納付困難を事由として入学料の免除を申請している者を除く。 (2) 前項に規定する入学料の免除の申請を経て、本学学部に対する入学手続を行った後に、本学学部の入学を辞退し、他の国立大学が定める入学手続の変更可能な期限までに当該他大学学部に対する入学手続を行う者</p> <p>(免除実施可能額及び選考基準) 第3条 } (略) 第4条 }</p> <p>(申請) 第5条 第2条第1項に規定する入学料の免除を受けようとする者は、入学手続期間内に、次に規定する書類を学長に提出しなければならない。 (1) 入学料免除申請書 (2) 家庭状況調査書 (3) 被災により納付が困難である事情を認定するに足りる学生又は学費負担者の居住地の市区町村長の証明書 (4) 前3号に規定するもののほか本学において提出を求める書類</p> <p>2 第2条第2項第1号に規定する入学料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに次に規定する書類を学長に提出しなければならない。 (1) 受験機会の複数化による入学料免除申請書 (2) 入学料を既に納付したことを証明する書類 (3) 入学辞退を証明する書類 (4) 大学入試センター試験受験票</p> <p>3 第2条第2項第2号に規定する入学料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに次に規定する書類を学長に提出しなければならない。 (1) 受験機会の複数化による入学料免除申請書 (2) 他大学学部において入学を許可されたことを証明する書類</p> <p>4 前条第1項に規定する入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学手続期間内に、次に規定する書類を学長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。 (1) 入学料徴収猶予申請書 (2) その他本学において提出を求める書類</p> <p>5 入学料免除申請書、家庭状況調査書の様式は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>入学料免除申請書</td><td>別記第1号様式</td></tr> <tr><td>家庭状況調査書</td><td>別記第2号様式</td></tr> <tr><td>被災により納付が困難である事情を認定するに足りる学生又は学費負担者の居住地の市区町村長の証明書</td><td>別記第3号様式</td></tr> <tr><td>受験機会の複数化による入学料免除申請書</td><td>別記第4号様式</td></tr> <tr><td>受験機会の複数化による入学料免除申請書</td><td>別記第5号様式</td></tr> <tr><td>入学料徴収猶予申請書</td><td>別記第6号様式</td></tr> </table> <p>(免除の額) 第6条 第2条第1項に規定する入学料の免除の額は、原則として全額又は半額とする。 2 第2条第2項に規定する入学料の免除の額は、全額とする。ただし、当該入学料の額が既に納付した入学料の額を上回る場合は、既に納付した入学料に相当する額とする。</p> <p>(申請者に係る徴収猶予) 第7条 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者については、免除若しくは徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間その徴収を猶予する。 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予を不許可とされ、又は半額免除を許可された者(第4条第4項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。</p>	入学料免除申請書	別記第1号様式	家庭状況調査書	別記第2号様式	被災により納付が困難である事情を認定するに足りる学生又は学費負担者の居住地の市区町村長の証明書	別記第3号様式	受験機会の複数化による入学料免除申請書	別記第4号様式	受験機会の複数化による入学料免除申請書	別記第5号様式	入学料徴収猶予申請書	別記第6号様式
入学料免除申請書	別記第1号様式																				
家庭状況調査書	別記第2号様式																				
被災により納付が困難である事情を認定するに足りる学生又は学費負担者の居住地の市区町村長の証明書	別記第3号様式																				
入学料徴収猶予申請書	別記第4号様式																				
入学料免除申請書	別記第1号様式																				
家庭状況調査書	別記第2号様式																				
被災により納付が困難である事情を認定するに足りる学生又は学費負担者の居住地の市区町村長の証明書	別記第3号様式																				
受験機会の複数化による入学料免除申請書	別記第4号様式																				
受験機会の複数化による入学料免除申請書	別記第5号様式																				
入学料徴収猶予申請書	別記第6号様式																				

新	旧																						
<p>(死亡等による免除) 第8条 } (略) 第9条 }</p> <p>(許可決定) 第10条 第2条及び第4条第1項に規定する入学金の免除及び徴収猶予の許可又は不許可の決定は、学生委員会の議を経て学長が行う。</p> <p>(読み替え) 第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成16年12月22日から施行する。</p> <p>別記第1号様式(第5条関係) } (略) 別記第3号様式(第5条関係) }</p> <p>別記第4号様式(第5条関係)</p> <p>(削除)</p> <p>別記第5号様式(第5条関係)</p> <p>(削除)</p>	<p>(死亡等による免除) 第8条 } (略) 第9条 }</p> <p>(許可決定) 第10条 第2条第1項及び第4条第1項に規定する入学金の免除及び徴収猶予の許可又は不許可の決定は、学生委員会の議を経て学長が行う。 <u>2. 第2条第2項に規定する入学金の免除の許可又は不許可の決定は、第5条第2項又は第3項の規定により提出された書類を確認することにより学長が行う。</u></p> <p>(読み替え) 第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別記第1号様式(第5条関係) } (略) 別記第3号様式(第5条関係) }</p> <p>別記第4号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">受験機会の複数化による入学金免除申請書</p> <p style="text-align: center;">兵庫教育大学長 殿</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">申請人</td> <td style="width: 10%;">住 所 (電話)</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table> <p>下記により 年度入学金の免除を受けたいので、許可くださるよう関係書類を添え申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 入学を辞退した大学・学部名, 入学辞退年月日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px; text-align: center;">大学</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">学部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> </table> <p>2 1の大学における入学金を既に納付したことを証明する書類の発行年月日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px; text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> </table> </div> <p>別記第5号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">受験機会の複数化による入学金免除申請書</p> <p style="text-align: center;">兵庫教育大学長 殿</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">申請人</td> <td style="width: 10%;">住 所 (電話)</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table> <p>下記により 年度入学金の免除を受けたいので、許可くださるよう関係書類を添え申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>新たに入学を許可された大学・学部名, 入学許可年月日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px; text-align: center;">大学</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">学部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> </table> </div>	申請人	住 所 (電話)			氏 名		大学	学部	年	月 日	年	月 日	申請人	住 所 (電話)			氏 名		大学	学部	年	月 日
申請人	住 所 (電話)																						
	氏 名																						
大学	学部																						
年	月 日																						
年	月 日																						
申請人	住 所 (電話)																						
	氏 名																						
大学	学部																						
年	月 日																						

新	旧																														
<p style="text-align: center;">別記第4号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入 学 料 徴 収 猶 予 申 請 書</p> <p style="text-align: center;">兵庫教育大学長 殿</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>申請人</td> <td>学籍番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td>(自署)</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td>(自署)</td> </tr> </table> <p>下記の理由により、年度入学金の徴収猶予を受けたいので、許可くださるよう関係書類を添え保証人連署の上申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">徴収猶予決定 <input type="checkbox"/></p>	申請人	学籍番号			住 所			氏 名	(自署)	保証人	住 所			氏 名	(自署)	<p style="text-align: center;">別記第6号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入 学 料 徴 収 猶 予 申 請 書</p> <p style="text-align: center;">兵庫教育大学長 殿</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>申請人</td> <td>学籍番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td>(自署)</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td>(自署)</td> </tr> </table> <p>下記の理由により、年度入学金の徴収猶予を受けたいので、許可くださるよう関係書類を添え保証人連署の上申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">徴収猶予決定 <input type="checkbox"/></p>	申請人	学籍番号			住 所			氏 名	(自署)	保証人	住 所			氏 名	(自署)
申請人	学籍番号																														
	住 所																														
	氏 名	(自署)																													
保証人	住 所																														
	氏 名	(自署)																													
申請人	学籍番号																														
	住 所																														
	氏 名	(自署)																													
保証人	住 所																														
	氏 名	(自署)																													

### 兵庫教育大学講師派遣事業実施要領の一部改正

#### 改正理由

講師派遣事業の実施に係る経費削減を図るとともに、事業通称と規程名称の整合を図るため、所要の改正を行うものである。

（平成17年 1月12日）

### 兵庫教育大学講師派遣事業実施要領新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">兵庫教育大学スクール・パートナーシップ事業実施要領（案）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 (略)</p> <p>（定義）</p> <p>第2 この要領において、「スクール・パートナーシップ事業（以下「派遣事業」という。）」とは、学校又は生涯学習機関等（以下「学校等」という。）からの依頼により、現場の諸課題に対する指導助言や講義等を行う講師を派遣する事業をいう。 （派遣事業への参加者募集）</p> <p>第3 } (略)</p> <p>第4 } (略)</p> <p>（スクール・パートナーシップ事業一覧の作成）</p> <p>第5 学長は、<u>スクール・パートナーシップ事業一覧（パンフレット）</u>を作成し、関係機関へ配付する。 （派遣対象）</p> <p>第6 (略)</p> <p>（派遣）</p> <p>第7 学校等からの依頼に基づき、学長は、派遣事業に参加する講師の中から、<u>本学の教育・研究に支障がない範囲で適任者を派遣する。</u></p>	<p style="text-align: center;">兵庫教育大学講師派遣事業実施要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 (略)</p> <p>（定義）</p> <p>第2 この要領において、「<u>講師派遣事業</u>（以下「派遣事業」という。）」とは、学校又は生涯学習機関等（以下「学校等」という。）からの依頼により、現場の諸課題に対する指導助言や講義等を行う講師を派遣する事業をいう。 （派遣事業への参加者募集）</p> <p>第3 } (略)</p> <p>第4 } (略)</p> <p>（講師派遣事業一覧の作成）</p> <p>第5 学長は、<u>講師派遣事業一覧（パンフレット）</u>を作成し、関係機関へ配付する。 （派遣対象）</p> <p>第6 (略)</p> <p>（派遣地域）</p> <p>第7 <u>派遣地域は、原則として、兵庫県内とする。</u> （派遣）</p> <p>第8 学校等からの依頼に基づき、学長は、派遣事業に参加する講師の中から、<u>本学の教育・研究に支障がない範囲で適任者を派遣する。</u></p>



新	旧																																																																																																																								
<p>(講師一人当たりの派遣回数) 第8 講師一人当たりの派遣回数は、原則として前期・後期各3回程度を上限とする。</p> <p>(手当等) 第9 派遣事業は、当該講師の本務として行うものとし、学校等からの派遣依頼に対して、交通費を依頼先の負担として応じる。</p> <p>(予算) 第10 学長は、派遣事業に要する経費としてあらかじめ予算を確保する。</p> <p>(庶務) 第11 派遣事業に関する庶務は、地域交流推進センターが処理する。</p> <p>附 則 (略) 附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>別記様式(第4関係) 年度 <u>          </u> スクール・パートナーシップ事業参加申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国立大学法人兵庫教育大学長 殿</p> <p>年度スクール・パートナーシップ事業(講演並びに専門的活動,授業実践,指導方法及び問題解決の助言等)について、下記のとおり参加を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">講座・センター名 氏 名 電 話(内線)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分 野</th> <th colspan="4">対 象</th> <th rowspan="2">題 目</th> <th rowspan="2">要望、条件等</th> </tr> <tr> <th>学 校 教 員</th> <th>児 童・ 生 徒 等</th> <th>保 護 者</th> <th>市 民 一 般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)学校(学級) 運営・経営関係</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)生徒指導関係</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)教育評価関係</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)総合的な学習 の時間関係</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)教科内容関係</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)教科指導関係 (教科名)</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)生涯学習・その他 (分野名)</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 「分野」の欄は、可能と思われる番号に○印(いくつでも可)をつけてください。 2 「対象」の欄は、可能と思われる校種又は欄に○印(いくつでも可)をつけてください。 3 「題目」の欄は、学校教員、児童・生徒等、保護者、市民一般にとって分かりやすい表現にしてください。 4 「要望・条件等」の欄は、実施に向けて要望又は条件などがありましたら、ご記入ください。 5 この申込書は、年 月 日( )までに、〇〇〇〇へ提出してください。</p>	分 野	対 象				題 目	要望、条件等	学 校 教 員	児 童・ 生 徒 等	保 護 者	市 民 一 般	(1)学校(学級) 運営・経営関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(2)生徒指導関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(3)教育評価関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(4)総合的な学習 の時間関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(5)教科内容関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(6)教科指導関係 (教科名)	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(7)生涯学習・その他 (分野名)	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						<p>(講師一人当たりの派遣回数) 第9 講師一人当たりの派遣回数は、原則として前期・後期各3回程度を上限とする。</p> <p>(手当等) 第10 派遣事業に基づく学校等からの派遣依頼に対しては、無償で応じる。</p> <p>第11 派遣事業は、当該講師の本務として行うものとし、所要の旅費を支給する。</p> <p>(予算) 第12 学長は、派遣事業に要する経費としてあらかじめ予算を確保する。</p> <p>(庶務) 第13 派遣事業に関する庶務は、地域交流推進センターが処理する。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別記様式(第4関係) 年度 <u>          </u> 講師派遣事業参加申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国立大学法人兵庫教育大学長 殿</p> <p>年度講師派遣事業(講演並びに専門的活動,授業実践,指導方法及び問題解決の助言等)について、下記のとおり参加を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">講座・センター名 氏 名 電 話(内線)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分 野</th> <th colspan="4">対 象</th> <th rowspan="2">題 目</th> <th rowspan="2">要望、条件等</th> </tr> <tr> <th>学 校 教 員</th> <th>児 童・ 生 徒 等</th> <th>保 護 者</th> <th>市 民 一 般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)学校(学級) 運営・経営関係</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)生徒指導関係</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)教育評価関係</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)総合的な学習 の時間関係</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)教科内容関係</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)教科指導関係 (教科名)</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)生涯学習・その他 (分野名)</td> <td>幼,小,中,高, 養護,その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 「分野」の欄は、可能と思われる番号に○印(いくつでも可)をつけてください。 2 「対象」の欄は、可能と思われる校種又は欄に○印(いくつでも可)をつけてください。 3 「題目」の欄は、学校教員、児童・生徒等、保護者、市民一般にとって分かりやすい表現にしてください。 4 「要望・条件等」の欄は、実施に向けて要望又は条件などがありましたら、ご記入ください。 5 この申込書は、年 月 日( )までに、〇〇〇〇へ提出してください。</p>	分 野	対 象				題 目	要望、条件等	学 校 教 員	児 童・ 生 徒 等	保 護 者	市 民 一 般	(1)学校(学級) 運営・経営関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(2)生徒指導関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(3)教育評価関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(4)総合的な学習 の時間関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(5)教科内容関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(6)教科指導関係 (教科名)	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )						(7)生涯学習・その他 (分野名)	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )					
分 野		対 象						題 目	要望、条件等																																																																																																																
	学 校 教 員	児 童・ 生 徒 等	保 護 者	市 民 一 般																																																																																																																					
(1)学校(学級) 運営・経営関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(2)生徒指導関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(3)教育評価関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(4)総合的な学習 の時間関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(5)教科内容関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(6)教科指導関係 (教科名)	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(7)生涯学習・その他 (分野名)	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
分 野	対 象				題 目	要望、条件等																																																																																																																			
	学 校 教 員	児 童・ 生 徒 等	保 護 者	市 民 一 般																																																																																																																					
(1)学校(学級) 運営・経営関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(2)生徒指導関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(3)教育評価関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(4)総合的な学習 の時間関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(5)教科内容関係	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(6)教科指導関係 (教科名)	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								
(7)生涯学習・その他 (分野名)	幼,小,中,高, 養護,その他 ( )																																																																																																																								

国立大学法人兵庫教育大学規則集のホームページ掲載のお知らせ  
 国立大学法人兵庫教育大学規則集をホームページに掲載することとなりました。  
 下記のページで公表します。(3月から掲載予定)  
[http://kokai.office.hyogo-u.ac.jp/cgi-bin/d1w\\_savvy/d1w\\_startup.exe](http://kokai.office.hyogo-u.ac.jp/cgi-bin/d1w_savvy/d1w_startup.exe)

## - 学 事 -

## 奨学寄附金

寄附申込者	研究担当者	寄附の目的	金額(円)
米日財団東京事務所	社会系教育講座 教授 佐々木正道	初等中等教育の場における国際理解教育の実施に関しアメリカ合衆国を対象とした教員研修のための助成	3,000,000 (総額13,748,800の 3回分割第1回目)
兵庫教育大学附属小学校 教育後援会		兵庫教育大学附属小学校の教育研究の振興・充実等のため	218,000
兵庫教育大学附属幼稚園 教育後援会		兵庫教育大学附属幼稚園の教育研究の振興・充実等のため	100,000

## - 人 事 -

## 人事異動

## (役員等)

年月日	発令事項	職名等	氏名	備考
17. 2. 1	命	学長特別補佐 (大学広報担当)	藤井 德行	任期 17. 2. 1~18. 1.31
17. 2. 1	命	学長特別補佐 (現職教員・同窓会担当)	加治佐哲也	任期 17. 2. 1~18. 1.31
17. 2. 1	命	学長特別補佐 (国際交流担当)	中岡 義介	任期 17. 2. 1~18. 1.31
17. 2. 1	命	学長特別補佐 (学生支援担当)	中村 哲	任期 17. 2. 1~18. 1.31
17. 2. 1	命	学長特別補佐 (附属学校園担当)	松浦 正史	任期 17. 2. 1~18. 1.31

## (学部等)

年月日	発令事項	新職名等	氏名	旧職名等
17. 2. 1	配置換	連合学校教育学研究科教授	福本 謹一	学校教育学部教授 (芸術系教育講座)
17. 2. 1	採用	学校教育学部助教授 (教育臨床講座)	坂本 美紀	愛知教育大学教育学部助教授

- 諸 報 -

国立大学法人兵庫教育大学役員会

第20回 平成17年 1月 5日(水)

(議題)

- 1 理事・副学長の職務分担等について
- 2 平成17年度国立大学法人運営費交付金内示額の概要について
- 3 大学広報室の設置について
- 4 学位記の規格等の見直しについて
- 5 教育支援システムの導入について
- 6 教員組織(部・講座)の再編について

第21回 平成17年 1月12日(水)

(議題)

- 1 大学広報室の設置について
- 2 学校教育学部附属実技教育研究指導センター及び学校教育学部附属発達心理臨床研究センターの位置づけの変更について

第22回 平成17年 1月19日(水)

(議題)

- 1 平成16年度第2次補正予算案について
- 2 授業料の取扱いについて

国立大学法人兵庫教育大学経営協議会

第4回 平成17年 1月19日(水)

(議題)

- 1 平成16年度第2次補正予算案について
- 2 授業料の取扱いについて
- 3 学長特別顧問及び学長特別補佐の設置について
- 4 学長選考会議委員の選出について

国立大学法人兵庫教育大学教育研究評議会

第11回 平成17年 1月12日(水)

(議題)

- 1 名誉教授の選考について
- 2 大学院修士課程の名称変更について
- 3 兵庫教育大学教育・社会調査研究センターの設置内定及び設置準備室について
- 4 保留定員の措置について

5 教員の選考開始等について

6 学長特別補佐の設置について

7 大学広報室の設置について

8 「学校教育学部附属実技教育研究指導センター」及び「学校教育学部附属発達心理臨床研究センター」の位置づけの変更について

9 外部資金から一定額を大学に拠出することについて

10 平成18年度大学院学校教育研究科(修士課程)学生募集要項について

11 附属小学校長及び附属幼稚園長候補者について

12 教員の選考について

兵庫教育大学教授会

第9回 平成17年 1月12日(水)

(議題)

- 1 教員候補者についての意見の取りまとめについて
- 2 教員選考委員会の設置等について
- 3 平成17年度私費外国人留学生特別選抜入学者選抜試験における評価・判定基準について
- 4 平成17年度学生募集に係る入学者選抜試験出願資格認定審査について
- 5 平成17年度授業科目の新設改廃等について
- 6 平成17年度授業科目担当教員の変更等について

兵庫教育大学大学院学校教育研究科委員会

第10回 平成17年 1月12日(水)

(議題)

- 1 平成18年度大学院学校教育研究科(修士課程)学生募集要項について
- 2 大学間相互単位互換協定の締結について
- 3 客員教授及び客員助教授の研究科担当判定の取扱いについて
- 4 平成17年度授業科目の新設改廃等について
- 5 平成17年度授業科目担当教員の変更等について

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科代議委員会

第8回 平成17年1月18日(火)

(議題)

- 1 学位記について  
規格等の見直しについて  
学位規則の改正について
- 2 論文提出による博士の学位論文審査に関する  
連合講座の関与等の改正について
- 3 論文提出による博士の学位論文審査申請に  
関する申合せの改正について
- 4 共同研究プロジェクト研究員要項の制定に  
ついて
- 5 課程修了による博士の学位論文の受理につ  
いて
- 6 課程修了による博士の学位論文審査委員会  
の設置について
- 7 論文提出による博士の学位論文審査委員会  
の設置について
- 8 平成16年度学位記授与式及び17年度入学式  
の実施について
- 9 博士候補認定試験の実施について
- 10 研究科研究生の入学について

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科委員会  
第3回 平成17年1月11日(火)

(議題)

- 1 連合学校教育学研究科教授(研究主幹)の  
選考について
- 2 連合学校教育学研究科の専門分野名称の変  
更について
- 3 学位記の規格等の見直しについて
- 4 代議委員会の審議経過について

平成16年度「先導的留学生交流プログラム(受  
入れ)」による修了証明書授与式を実施

1月27日(木)、本学学長室において、平成16  
年度「先導的留学生交流プログラム(受入れ)」に  
よるタイからの留学生2人に対し、修了証明書授与  
式を実施した。

授与式では、梶田学長から3ヶ月間のプログラム  
を修了した留学生に修了証明書と記念品が手渡さ  
れ、祝辞が述べられた。

今年度より本学が参加をした先導的留学生交流  
プログラムとは、京都教育大学を代表校とする関西  
地区にある国立大学法人教員養成系大学とタイ国で  
教員養成を主に担っている41の地域総合大学との  
交流協定に基づき、学生の派遣、受入れを行って  
いるもので、来年度も学生交流が予定されており、  
今後、本学とタイ国地域総合大学との間の交流が  
ますます活発になることが期待される。



平成17年度大学入試センター試験の実施

全国で昨年度より17,400人減の志願者数(569,950  
人)となった平成17年度大学入試センター試験が1  
月15日(土)及び16日(日)の両日にわたり全国一  
斉に実施された。

本学の担当した兵庫教育大学試験場は、昨年度  
より200人少ない1800人が受験し、交通機関等の  
遅れもなく、予定された日程を無事に終了した。



#### 附属中学校立志式の実施

1月25日(火), 附属中学校体育館において, 立志式が行われた。この立志式は, 子どもから大人へと成長していく過程で, 14歳にあたる2年生をひとつの節目として, 自覚と責任を誓い, 人生をたくましく豊かに生きていくことを決意する儀式として, 毎年行われている。

今年度は, 2年生96人が, 立志・自覚・責任・友愛の4つを誓いとして, これから社会の一員としての責任ある言動をとることを表明した。

引き続き, 窪 康之氏(国立スポーツ科学センター研究員)による「アスリートを支える科学の秘密」と題して記念講演が行われ, アテネオリンピックの平泳ぎ金メダリストの北島選手をはじめシンクロナイズドスイミングの選手をスポーツバイオメカニズムや技術トレーニングの専門分野からサポートした体験談を熱く語り, 「自分らしく信念をもって何事にも取り組んでほしい」と生徒たちを激励した。



#### 附属幼稚園研究発表会の開催

1月27日(木), 附属幼稚園において, 平成16年度附属幼稚園研究発表会が開催された。

研究テーマを「『子どもの発達の連続性を探る』 - 幼小連携の実践を通して - 」とし, 午前中は, 公開保育(交流実践: 4歳児と2年生の交流, 5歳児と1年生の交流も含む)に続き, 全体会では研究経過報告が行われた。午後からは, 幼小連携協議会に続き講演会が行われ, 約120人の参会者と共に研修を深めることができた。

天理大学大学院菅野信夫教授による講演『幼児期の心の発達』では, 幼児教育とカウンセリング・マ

インドについて, 日々の保育での幼児へのかかわり方を分かりやすく事例を通して示された。その一部として, 「受容することと, 全てを受け容れることの違い」, 「気持ちを汲み取ることと, 行動を許容することの違い」, 「共感と同情の違い」など具体的にユーモアを交えた講演内容に参会者一同, 時間を忘れて聞き入る中, 常に子どもの気持ちが発見できる教師でありたいと実感しながら, 盛会に終えることができた。

#### 附属小学校研究発表会の開催

1月27日(木)・28日(金)の両日, 附属小学校において, 研究発表会が開催された。

1日目は幼稚園との共同開催で, 幼小連携の研究発表及び文部科学省指定研究である「人間発達科」の授業公開と研究協議が行われた。1, 2年生は生活科で幼稚園児と一緒に授業を, 3~6年生は「人間発達科」の授業をそれぞれ公開した。午後は研究協議会の後, 「確かな学力と発展的な学習」の演題で梶田叡一学長の講演があった。

2日目は各教科・道徳・英語活動の公開授業と分科会が行われ, 活発な論議が各分科会で展開された。最後に早稲田大学安彦忠彦教授による「これからの学校に求められるカリキュラムを考える」についての講演で研究発表会を締めくくった。

#### 外国人留学生在が餅つき大会に参加

1月22日(土), 滝野町児童館「きらら」で行われた滝野町国際交流協会主催の餅つき大会に, 本学から外国人留学生と職員を合わせて14人が参加した。

糟谷滝野町国際交流協会副会長の挨拶の後, 蒸し上がったばかりの餅米が石臼に移され, 山本滝野町長による餅つきのデモンストレーションが行われた。留学生は, 威勢のよい掛け声と共に餅がテンポ良くつき上げられてゆく様子に見入り, 早速, 自ら杵を持って餅をついたり, つきあがった餅を丸める姿が見られた。

また, 引き続き交流会が行われ, 参加者はつきたてのお餅が入ったぜんざいを食べながら, お互いに日本と留学生の出身国の生活や文化の紹介や質問が

行わた。

今回の餅つき大会を通じて、日本の代表的な正月の風物詩を体験することで、日本文化を身近に感じ、隣町である滝野町の方々と交流を広げる貴重な機会となった。



19日(水)	役員会(第22回) 経営協議会(第4回) 基本戦略委員会(第9回) 教職講座
20日(木)	附属小・中学校結核対策委員会(第2回)
22日(土)	連合学校教育学研究科教育実践学構築研究会(～23日)
24日(月)	個別学力検査等入学願書受付(～2/2)
25日(火)	推薦入学者選抜試験 附属中学校立志式
26日(水)	教務委員会(第10回) 大学広報委員会(第5回) 社会連携委員会(第6回) 学生委員会(第7回) 日本学生支援機構学資金返還免除候補者選考委員会(第1回) 教職講座 大阪府教員採用試験等説明会 学生寄宿舍及び国際交流会館退去説明会
27日(木)	神戸市教員採用試験等説明会 附属幼稚園研究発表会 附属小学校研究発表会(～28日)
29日(土)	リーダーズセミナー(文化・芸術系課外活動団体)
31日(月)	知的財産管理委員会(第5回)

## - 1月主要日誌 -

月 日	事 項
1月5日(水)	役員会(第20回)
7日(金)	大学情報室準備WG(第3回)
11日(火)	連合学校教育学研究科委員会(第3回) 学生寄宿舍棟長会
12日(水)	役員会(第21回) 教育研究評議会(第11回) 教授会(第9回) 研究科委員会(第10回) 教職講座
13日(木)	評価委員会(第4回) 人事委員会(第7回) 予算・決算委員会(第4回)
14日(金)	附属図書館運営委員会(第5回)
15日(土)	平成17年度大学入試センター試験(～16日)
17日(月)	同和・人権委員会(第2回)
18日(火)	学務・入試企画委員会(第7回) 連合学校教育学研究科代議委員会(第8回) 連合学校教育学研究科入試委員会(第2回)

編集発行 兵庫教育大学総務部庶務課

〒673-1494 兵庫県加東郡社町下久米942-1

電話 代表(0795)44-1101

http://www.hyogo-u.ac.jp/